

省令

○大蔵省令第七十号

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)第二十二條第三項及び第四十七條第三項の規定に基づき、大蔵省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年十月三十日

大蔵大臣 福田 赳夫

大蔵省組織規程の一部を改正する省令

別表第五表関東財務局の部立川出張所の項管轄区域の欄中「福生市」の下に「狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市」を加え、同部土浦出張所の項管轄区域の欄中「水海道市」の下に「取手市」を加える。

別表第十表東京国税局の部立川税務署の項管轄区域の欄中「国立市」の下に「東大和市」を加え、「武蔵野税務署及び武蔵府中税務署管内の地域を除く。」を削り、同部武蔵野税務署の項管轄区域の欄中「北多摩郡のうち清瀬町、久留米町」を「清瀬市 東久留米市」に改め、同部武蔵府中税務署の項管轄区域の欄中「北多摩郡のうち狛江市」を「狛江市」に改める。

別表第十表関東信越国税局の部浦和税務署の項管轄区域の欄中「朝霞市」の下に「志木市 和光市」を加え、「足立町、大和町」を削り、同部龍ヶ崎税務署の項管轄区域の欄中「龍ヶ崎市」の下に「取手市」を加える。

別表第十表金沢国税局の部松任税務署の項位置の欄中「石川郡松任町」を「松任市」に改め、同項管轄区域の欄中「石川郡」を「松任市 石川郡」に改める。

別表第十表福岡国税局の部西福岡税務署の項管轄区域の欄中「大字橋本」の下に「定住団地」を加える。

附則
この省令は、昭和四十五年十月三十一日から施行する。

改正後の大蔵省組織規程別表第五表関東財務局の部立川出張所の項及び土浦出張所の項の規定並びに別表第十表東京国税局の部立川税務署の項、武蔵野税務署の項及び武蔵府中税務署の項並びに関東信越国税局の部龍ヶ崎税務署の項の規定は、昭和四十五年十月一日から、別表第十表関

東信越国税局の部浦和税務署の項の規定中志木市に係る部分は、同年十月二十六日から、同表金沢国税局の部松任税務署の項の規定は、同年十月十日から、同表福岡国税局の部西福岡税務署の項の規定は、同年八月一日から適用する。

○大蔵省令第七十一号

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)第二十六條第二項及び第四十七條第三項の規定に基づき、大蔵省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年十月三十日

大蔵大臣 福田 赳夫

大蔵省組織規程の一部を改正する省令

別表第六表門司税関の部徳山税関支署の項管轄区域の欄中「光市」の下に「新南陽市」を加え、函館税関の部札幌税関支署の項管轄区域の欄中「千歳郡」を「恵庭市」に改める。

別表第十表東京国税局の部北沢税務署の項管轄区域の欄中「給田一丁目から給田五丁目まで」の下に「給田一丁目から給田四丁目まで」を加える。

別表第十表関東信越国税局の部浦和税務署の項管轄区域の欄中「北足立郡のうち新座町」を「新座市」に改め、同部大宮税務署の項管轄区域の欄中「浦和税務署管内の地域を除く。」を削り、同部大田原税務署の項管轄区域の欄中「大田原市」の下に「黒磯市」を加え、同部新発田税務署の項管轄区域の欄中「新発田市」の下に「豊栄市」を加える。

別表第十表札幌国税局の部札幌東税務署の項管轄区域の欄中「千歳郡」を「恵庭市」に改める。

別表第十表広島国税局の部徳山税務署の項管轄区域の欄中「下松市」の下に「新南陽市」を加える。

附則
この省令は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

○農林省令第五十九号
植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年十月三十日

農林大臣 倉石 忠雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
第六條第二項第三号中「木更津」の下に「金沢」を加える。

附則

この省令は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

○通商産業省令第百三十三号
電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)の規定に基づき、および同法を実施するため、電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則を次のように制定する。

昭和四十五年十月三十日

通商産業大臣 宮澤 喜一

電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則

第一章 総則(第一条)

第二章 登録(第二条、第十条)

第三章 業務(第十一条、第十三条)

第四章 雑則(第十四条、第二十五条)

附則

第一章 総則

(用語)

第一条 この省令で使用する用語は、電気工事業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)で使用する用語の例による。

第二章 登録

(登録の申請)

第二条 法第四條第一項の規定により法第三條第一項または第三項の登録の申請をしようとする者は、様式第一または様式第二による申請書を、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置して電気工事業を営もうとするときは通商産業大臣(電気工事業の業務の適正化に関する法律施行令(昭和四十五年政令第三十七号。以下「令」という。))の指定する者により提出する。

第三条 法第四條第二項の規定により法第三條第一項または第三項の登録の申請をしようとする者は、その者の営業所の所在地を管轄する通商産業局長(以下「局長」という。))の指定する者により提出する。

第四条 法第四條第二項の規定により法第三條第一項または第三項の登録の申請をしようとする者は、その者の営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第五条 法第四條第二項の規定により法第三條第一項または第三項の登録の申請をしようとする者は、その者の営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第六条 法第九條第三項の規定により、電気工事業者の地位を承継した者は、様式第六(当該承継が法第九條第二項各号に該当するときは、様式第七)による届出書に次の書類を添付して、通商産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。

一 譲受けにより電気工事業者の地位を承継した者にあつては、様式第八による書面
二 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第九による書面および戸籍謄本
三 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第十による書面および戸籍謄本
四 合併により電気工事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記簿の謄本

一 登録申請者が法第六條第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面
二 主任電気工事士が法第六條第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面
三 主任電気工事士が登録申請者の従業員であることを証する書面
四 主任電気工事士および法第十九條第二項の場合においては、同項の規定に該当する者(以下「主任電気工事士等」という。)が電気工事士免状の交付を受けた後電気工事士に關し三年以上の業務の経験を有する者であることを証する書面
五 登録申請者が法人である場合にあつては、その法人の登記簿の謄本

第三条 法第五條の電気工事業者登録簿は、様式第三(以下「簿」という。))によるものとする。

第四条 法第七條第一項の登録証は、様式第四によるものとする。

(登録行政庁の変更の届出)

第五条 法第八條第二項または第三項の規定により登録行政庁の変更の届出をしようとする者は、様式第五による届出書を通商産業大臣または従前の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

(承継の届出)

第六条 法第九條第三項の規定により、電気工事業者の地位を承継した者は、様式第六(当該承継が法第九條第二項各号に該当するときは、様式第七)による届出書に次の書類を添付して、通商産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。

一 譲受けにより電気工事業者の地位を承継した者にあつては、様式第八による書面
二 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第九による書面および戸籍謄本
三 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第十による書面および戸籍謄本
四 合併により電気工事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記簿の謄本

第七条 法第九條第三項の規定により、電気工事業者の地位を承継した者は、様式第六(当該承継が法第九條第二項各号に該当するときは、様式第七)による届出書に次の書類を添付して、通商産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。

一 譲受けにより電気工事業者の地位を承継した者にあつては、様式第八による書面
二 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第九による書面および戸籍謄本
三 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第十による書面および戸籍謄本
四 合併により電気工事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記簿の謄本

第八条 法第九條第三項の規定により、電気工事業者の地位を承継した者は、様式第六(当該承継が法第九條第二項各号に該当するときは、様式第七)による届出書に次の書類を添付して、通商産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。

一 譲受けにより電気工事業者の地位を承継した者にあつては、様式第八による書面
二 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第九による書面および戸籍謄本
三 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第十による書面および戸籍謄本
四 合併により電気工事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記簿の謄本

第九条 法第九條第三項の規定により、電気工事業者の地位を承継した者は、様式第六(当該承継が法第九條第二項各号に該当するときは、様式第七)による届出書に次の書類を添付して、通商産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。

一 譲受けにより電気工事業者の地位を承継した者にあつては、様式第八による書面
二 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第九による書面および戸籍謄本
三 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第十による書面および戸籍謄本
四 合併により電気工事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記簿の謄本

第十条 法第九條第三項の規定により、電気工事業者の地位を承継した者は、様式第六(当該承継が法第九條第二項各号に該当するときは、様式第七)による届出書に次の書類を添付して、通商産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。

一 譲受けにより電気工事業者の地位を承継した者にあつては、様式第八による書面
二 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第九による書面および戸籍謄本
三 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第十による書面および戸籍謄本
四 合併により電気工事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記簿の謄本

第十一条 法第九條第三項の規定により、電気工事業者の地位を承継した者は、様式第六(当該承継が法第九條第二項各号に該当するときは、様式第七)による届出書に次の書類を添付して、通商産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。

一 譲受けにより電気工事業者の地位を承継した者にあつては、様式第八による書面
二 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第九による書面および戸籍謄本
三 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第十による書面および戸籍謄本
四 合併により電気工事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記簿の謄本

第十二条 法第九條第三項の規定により、電気工事業者の地位を承継した者は、様式第六(当該承継が法第九條第二項各号に該当するときは、様式第七)による届出書に次の書類を添付して、通商産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。

一 譲受けにより電気工事業者の地位を承継した者にあつては、様式第八による書面
二 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第九による書面および戸籍謄本
三 電気工事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第十による書面および戸籍謄本
四 合併により電気工事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記簿の謄本

第十三条 法第九條第三項の規定により、電気工事業者の地位を承継した者は、様式第六(当該承継が法第九條第二項各号に該当するときは、様式第七)による届出書に次の書類を添付して、通商産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。